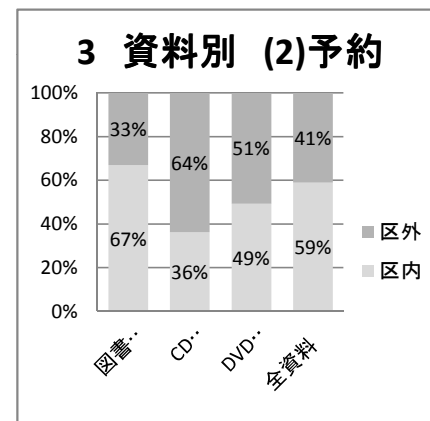
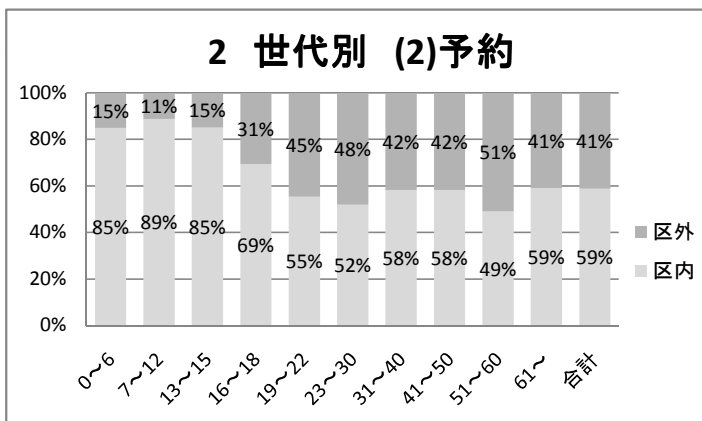
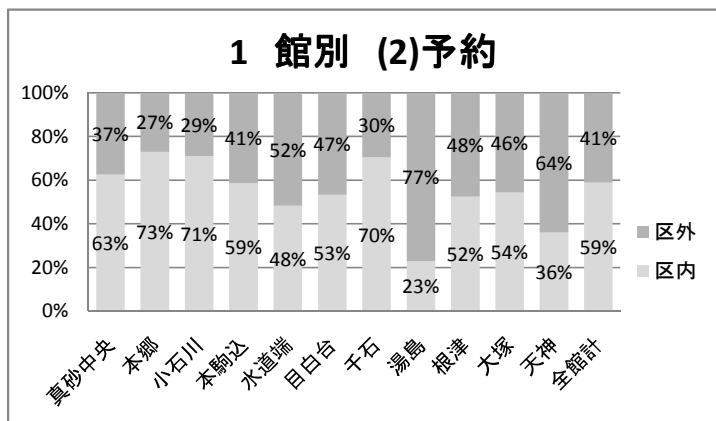
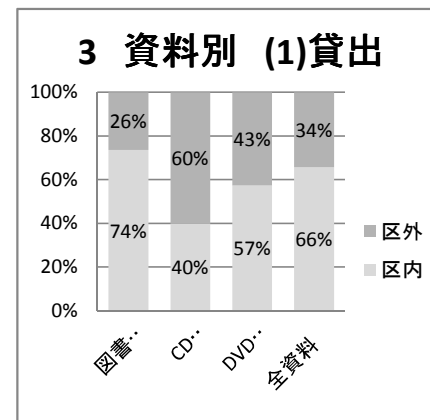
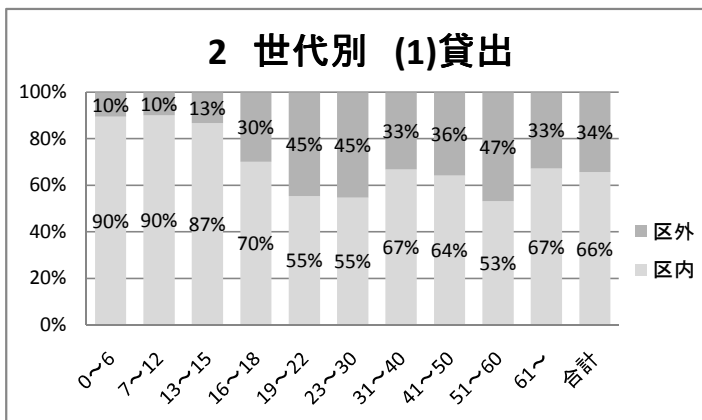
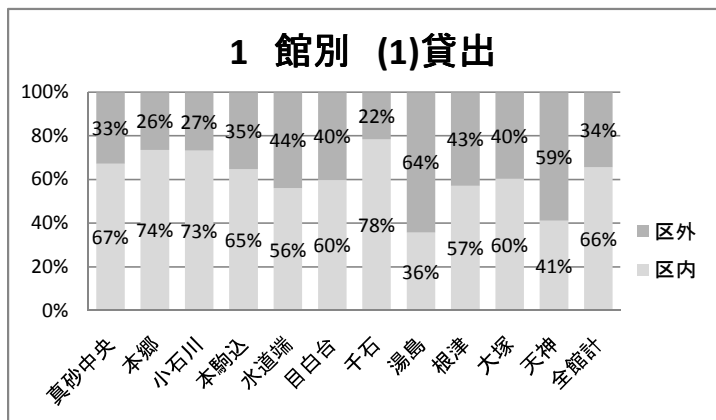


登録住所(区内・区外)による利用割合 (2012年度実績)



※過去の経緯について

文京区立図書館の歴史は、明治43年に小石川図書館、本郷図書館の2館が東京市立図書館として設置されことから始まります。当初は「館外貸出」は行っておらず、「館内閲覧」のみでしたが、昭和25年に区に移管された後、昭和26年から館外貸出を開始しました。昭和31年3月に発行された「文京区立図書館概要(昭和30年度版)」の「館外貸出(個人)」の項目には、「図書を館外に借出しようとするときは、貸出登録をしなければならない。登録には保証人を立て本人の米穀通帳を持参する。登録有効期間は一ヶ年とする。文京区外の者にも貸出は行っているが、この場合には、督促その他事務上の必要から、本人が保証人が文京区内に在住することを原則とする」とあります。また、昭和42年の「文京区教育概要」の小石川図書館の利用案内にも、「ご自分の住所が確認できるもの(身分証明書、学生証、免許証等)を添えて2階カウンターにお出ください」とあります。このように、文京区の図書館は設立当初から「館外利用」を区民に限ってはいませんでした。「館外利用」を区民に限定しなかった理由はおそらく東京市立の図書館であったことからではないかと思われます。また、1960年代からは、日本の図書館全体に「いつでも、どこでも、誰でも」という機運が高まり、文京区の図書館もこのスローガンのもと、開かれた図書館を目指して運営してきたことも「館外貸出」を区民に限定してこなかった理由として挙げられます。